

平成二十一年三月二十七日受領
答弁第二一八号

内閣衆質一七一第二一八号

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出十一年ぶりに釈放されたウイグル人留学生の安否等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出十一年ぶりに釈放されたウイグル人留学生の安否等に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについては、人道的な見地から、政府として関心を持って注視しており、必要な情報の把握に努めてきている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、中国においても、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、政府として関心を持って注視している。

三について

お尋ねの「ウイグル民族主義者に対する弾圧強化」の趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、中国においても、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、政府として関心を持って注視している。

四について

お尋ねについては、仮定に基づく御質問であり、お答えすることは差し控えたい。

五及び六について

御指摘の「外相会談」において、中曽根外務大臣より、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由の保障の重要性を指摘したが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もありお答えすることは差し控えたい。